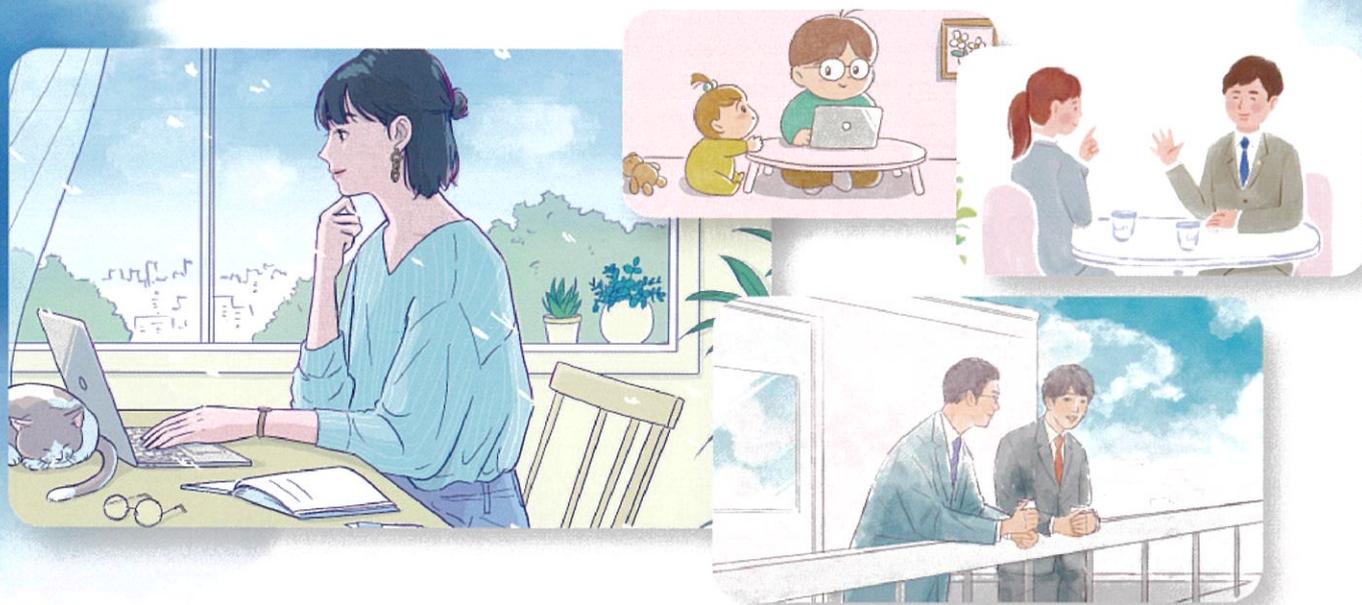


人を大切にする企業のすぐそばに、
私たち社労士がいます。



実施日時

11月9日(水)、11月16日(水)、11月30日(水)の10:00~16:00

※昼休みは除く(12:00~13:00)

予約受付期間

令和4年11月1日(火) ~ 令和4年11月29日(火)

※土日祝日除く(9:00~17:00)

実施方法

原則として、電話による相談

※対面相談やオンライン相談を希望する場合は要事前予約

こんなお悩みはございませんか？

労働保険・社会保険、年金相談だけでなく、コロナに関連する労働相談も受付けています。

- 新型コロナウイルスの影響で売上が減少したので暫く休むよう言われました。
- 職場で新型コロナウイルスに感染したのですが労災補償給付の対象になりますか？
- 家族に陽性者が出たため自宅待機と言われました。年次有給休暇は使いたくないのですが他に受けられる補償はありますか？
- 感染拡大防止のためテレワークをしていますが残業代が払われません。
- 風邪症状のため自主的に休んでいる従業員に休業手当を支給する必要はありますか？

問い合わせ先

長崎県社会保険労務士会 総合労働相談所・年金相談センター

〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B

当日のご相談は

電話 **095-824-8230** (相談専用ダイヤル)

相談予約・お問合せは

電話 **095-821-4454** (事務局)

私たち社労士は「人を大切にする」 働き方改革の専門家です。

■社労士の仕事

- ひとつひとつの企業に最適な労務管理のご提案・運用
- 採用から退職までの労働・社会保険に関する様々な手続きのお手伝い
- 年金の相談・手続きのお手伝い

等を通じて

企業の成長や働く人の笑顔をサポートします！

例えば

繁忙期と閑散期で労働時間の差が大きく、残業・休日出勤管理が大変...

うちの会社にぴったりな
働き方改革ができました！

年単位での変形労働
時間制を提案してもら
い、残業・休日出勤が
減っただけでなく、社員
も明るくなりました。



フルタイムだと延長保育になり、
子どもに寂しい思いをさせています...

仕事と子育ての両立が可能に！

短時間勤務制度や時
間単位での有休制度
が導入されたおかげ
で、保護会にも出ら
れ、子どもと過ごす時
間も増えました。



人事労務関連の担当者を
置く余裕がありません...

社労士さんがトータルで
引き受けてくれました！

労働・社会保険に
関する書類作成や
手続きだけでなく、
人事・労務に関する
相談もでき、自分た
ちは本業に専念で
きています。



人と企業に寄り添い、誰もが安心して暮らせる社会を目指して。

社労士への相談・業務依頼は

1. 都道府県社労士会へ問い合わせる

全国47都道府県に設置されている都道府県社労士会にお問い合わせください。
また、各会のホームページで社労士を検索することができます。

社労士会リスト

検索

2. 無料相談窓口へ問い合わせる

社労士が相談員として対応しています。

●総合労働相談所
(面談による相談受付)

受付時間 地域によって異なります。
※通話料有料

TEL 面談予約 **0570-064-794**
※お近くの社労士会に繋がります。

●職場のトラブル相談ダイヤル
(電話による相談受付)

受付時間 午前11時～午後2時
(平日)※通話料有料

TEL **0570-07-4864**

「人を大切にする」
働き方改革の専門家
それが、社労士です。

全国社会保険労務士会連合会
ホームページにて社労士と企業が
取り組む「人を大切にする」
働き方改革をリアルに描いたマンガ、
【ナナイロニヒカル】を無料公開中！



●街角の年金相談センター(面談による相談受付)
※年金の受給、加入記録等の各種相談から手続きまで

街角センター

検索

父の経営する町工場で働く主人公ひかるが社労士とともに
取り組む、小さな改革の物語—ぜひ、ご覧ください。

